

井上草案一四	井上草案一三―五	井上草案一三―四	井上草案一三―三
二〇〇字詰 原稿用紙 二頁	貴春罨紙	巻紙	一〇行罨紙 六頁
早稲田大学中央図書館 特別資料室所蔵 『元田永孚書翰・建言 ・教育勅語関係文書』 (二冊目)	不明	不明	国会図書館憲政資料室 所蔵 『元田永孚関係文書』 (110―38)
元田による井 上草案十一の 加筆修正	記載なし	記載なし	記載なし
記載なし			
元田の漢文体 の上奏案再修 正案	日本文の再修 正案の浄書	日本文の再修 正案	記載なし
渡辺幾治郎旧蔵 の複写本	「元田永孚文 書」	「元田永孚文 書」	
徳教之勅語案 (八月三十一 日元田別紙漢 文案)	記載なし	記載なし	記載なし
早大中央図書館 特別資料室所蔵 「教育勅諭草 案」 図版一の図一三			

井上草案一六一三	井上草案一六一二	井上草案一六一一	井上草案一五
不明	一二行野紙 二頁	文部省の 一〇行野紙 二頁	文部省の 一〇行野紙 二頁
不明	早稲田大学中央図書館 特別資料室所蔵 『元田永宇書翰・建言 ・教育勅語関係文書』 (二冊目の徳教資料)	国会図書館憲政資料室 所蔵 『芳川顕正関係文書』 (13)	国会図書館憲政資料室 所蔵 『芳川顕正関係文書』 (15)
井上草案十七	井上草案十七	井上草案十七	井上草案十六
「元田文書」	文部省旧蔵 「文部省文書」	芳川三光所蔵 「芳川文書」 図版三九	芳川三光所蔵 「芳川文書」 図版三八
この草案は存在しないと指摘	記載なし	勅語閣議案加 筆修正案 芳川三光所蔵 「芳川顕正文 書」 巻末図版八三、 八四	文部提出閣議 案(勅諭案) 「芳川顕正文 書」
記載なし	徳教資料五 早大中央図書館 特別資料室所蔵 「徳教資料(文 部省文書)」 ▲図版二の図一 九	記載なし	記載なし

井上草案一九一二	井上草案一九一一	井上草案一八	井上草案一七
一二行野紙 二頁	文部省の 一〇行野紙 二頁	文部省の 一〇行野紙 二頁	文部省の 一〇行野紙 三頁
早稲田大学中央図書館 特別資料室所蔵 『元田永孚書翰・建言 ・教育勅語関係文書』 (二冊目の徳教資料)	国立公文書館所蔵『公 文類聚』第一四編第二 卷(類00448100)	国会図書館憲政資料室 所蔵 『芳川顕正関係文書』 (14)	国会図書館憲政資料室 所蔵 『芳川顕正関係文書』 (19)
井上草案二十 二	井上草案十九 ノ二 井上草案二十 二と重複?	井上草案十九	井上草案十八
「文部省文書」	総理府所蔵 『公文類聚』第 一四編卷之二 （「内閣文 書」） 図版四〇ノ二	芳川三光所蔵 「芳川文書」 図版四〇	「芳川文書」
記載なし	文部提出閣議 案の最後段階	勅語閣議案加 筆最終修正案	勅語閣議案加 筆修正案の浄 写
	総理府所蔵 『公文類聚』第 一四編卷之二 巻頭カラー図版 六〜七	芳川三光所蔵 「芳川顕正文 書」 巻末図版八七〜 八八	「芳川顕正文 書」
記載なし	上奏勅語案	記載なし	記載なし
	「公文類聚」 図版三の図二二		

<p>推敲過程まとめ草案の下書き一―一</p>	<p>井上草案二〇</p>	<p>井上草案一九―四</p>	<p>井上草案一九―三</p>
<p>無罫紙 三頁</p>	<p>内閣の 一〇行罫紙 三頁</p>	<p>不明</p>	<p>不明</p>
<p>宮内公文書館所蔵 「教育勅語草案一二種 ／大正九年」 (二番目の草案)</p>	<p>国立公文書館所蔵『公文類聚』第一四編第二卷(類00448100)</p>	<p>不明</p>	<p>不明</p>
<p>記載なし</p>	<p>井上草案二十 三</p>	<p>井上草案二十 二</p>	<p>井上草案二十 二</p>
	<p>総理府所蔵 『公文類聚』第一四編卷之二 一四編卷之二 図版四二</p>	<p>「元田文書」</p>	<p>「芳川文書」</p>
<p>記載なし</p>	<p>十月二十日付 内閣上奏書類 中の勅語案</p>	<p>記載なし</p>	<p>記載なし</p>
	<p>総理府所蔵 『公文類聚』第一四編卷之二 巻頭カラー図版 一〇〇―一二</p>		
<p>記載なし</p>	<p>最終決定勅語案 『公文類聚』 図版三の図二三</p>	<p>記載なし</p>	<p>記載なし</p>

<p>推敲過程まとめ草案の下書き二―一</p>	<p>推敲過程まとめ草案の下書き一―四</p>	<p>推敲過程まとめ草案の下書き一―三</p>	<p>推敲過程まとめ草案の下書き一―二</p>
<p>無罫紙 四頁</p>	<p>五楽園罫紙</p>	<p>一〇行罫紙 三頁</p>	<p>無罫紙 三頁</p>
<p>宮内公文書館所蔵 「教育勅語草案一二種／大正九年」 (四番目の草案)</p>	<p>不明</p>	<p>国会図書館憲政資料室所蔵 『元田永孚関係文書』 (110―38)</p>	<p>早稲田大学中央図書館特別資料室所蔵 『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』 (二冊目の教育勅諭草案)</p>
<p>記載なし</p>	<p>記載なし</p>	<p>記載なし</p>	<p>井上草案十三 ----- 元田家旧蔵 「元田文書」 ▲図版三六</p>
<p>記載なし</p>	<p>「勅諭文原稿」と題する草案 ----- 「元田永孚文書」</p>	<p>記載なし</p>	<p>記載なし</p>
<p>記載なし</p>	<p>記載なし</p>	<p>記載なし</p>	<p>井上起草の「勅諭文原稿」並に元田の修正意見 ----- 早大中央図書館特別資料室所蔵「教育勅諭草案」 図版一の図一</p>

<p>推敲過程まとめ草案の下書き二―二</p>	<p>無罫紙 四頁</p>	<p>早稲田大学中央図書館 特別資料室所蔵 『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』 (二冊目の教育勅諭草案)</p>	<p>井上草案十四</p>	<p>元田家旧蔵 「元田文書」 ▲図版三七</p>	<p>記載なし</p>	<p>「勅諭文原稿」以降の修正経過を示す元田の手控 早大中央図書館特別資料室所蔵「教育勅諭草案」 図版一の図四</p>
<p>推敲過程まとめ草案の下書き二―三</p>	<p>一〇行罫紙 四頁</p>	<p>国会図書館憲政資料室所蔵 『元田永孚関係文書』 (110―38)</p>	<p>記載なし</p>	<p>記載なし</p>	<p>記載なし</p>	<p>記載なし</p>
<p>推敲過程まとめ草案の浄書一</p>	<p>貴春の 一〇行罫紙 五頁</p>	<p>国会図書館憲政資料室所蔵 『芳川顕正関係文書』 (8)</p>	<p>井上草案十五</p>	<p>芳川三光所蔵 「芳川文書」 巻頭カラー図版二</p>	<p>元田の奉答修正案の原本 芳川三光所蔵 「芳川顕正文書」 巻頭図版四五、四九</p>	<p>記載なし</p>
<p>推敲過程まとめ草案の浄書二</p>	<p>一二行罫紙 四頁</p>	<p>早稲田大学中央図書館特別資料室所蔵 『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』 (二冊目の徳教資料)</p>	<p>井上草案十五</p>	<p>「文部省文書」</p>	<p>記載なし</p>	<p>徳教資料四 早大中央図書館特別資料室所蔵「徳教資料(文部省文書)」 ▲図版二の図一七</p>

<p>文部省参考草案の下書き</p>	<p>文部省参考草案の 浄書</p>	<p>島田参考草案一</p>	<p>島田参考草案二</p>
<p>一二行罫紙 二頁</p>	<p>文部省の 一〇行罫紙 三頁</p>	<p>無罫紙 二頁</p>	<p>一二行罫紙 二頁</p>
<p>国会図書館憲政資料室 所蔵 『芳川顕正関係文書』 (18)</p>	<p>国会図書館憲政資料室 所蔵 『芳川顕正関係文書』 (17)</p>	<p>国会図書館憲政資料室 所蔵 『芳川顕正関係文書』 (9)</p>	<p>早稲田大学中央図書館 特別資料室所蔵 『元田永孚書翰・建言 ・教育勅語関係文書』 (二冊目の徳教資料)</p>
<p>井上草案二十 一</p>	<p>井上草案二十 一</p>	<p>井上草案二十</p>	<p>井上草案二十</p>
<p>「芳川文書」</p>	<p>「芳川文書」</p>	<p>芳川三光所蔵 「芳川文書」 図版四一(付箋 なし)</p>	<p>文部省旧蔵 「文部省文書」</p>
<p>中村の勅語閣 議案修正案</p>	<p>中村の勅語閣 議案修正案の 浄写</p>	<p>島田の勅語閣 議案加筆修正 意見</p>	<p>記載なし</p>
<p>芳川三光所蔵 「芳川顕正文 書」 卷末図版八五 八六</p>	<p>「芳川顕正文 書」</p>	<p>芳川三光所蔵 「芳川顕正文 書」 卷末図版八一 八二(付箋あ り)</p>	<p>記載なし</p>
<p>記載なし</p>	<p>記載なし</p>	<p>記載なし</p>	<p>徳教資料六 早大中央図書館 特別資料室所蔵 「徳教資料(文 部省文書)」 一 ▲図版二の図二</p>

割注付き完成文書	島田参考草案―三
二〇〇字詰 原稿用紙 四頁	不明
早稲田大学中央図書館 特別資料室所蔵 『元田永孚書翰・建言 ・教育勅語関係文書』 (二冊目)	不明
完成教育勅語 文への元田朱 筆割註文書	井上草案二十
「元田文書」	「元田文書」
元田の奉答文 書	この草案は存在しないと指摘
渡辺幾治郎旧蔵 の複写本	
最終決定勅語 案 付旧文	記載なし
早大中央図書館 特別資料室所蔵 「教育勅諭草 案」 図版一の図一四	

付録 (二) 図版

※草案や文書の名称は、本論文で付けたものである（図版一、図版一五を除く）。

図版一	中村正直「勅語衍義序文稿」	・	・	・	四〇八
図版二	中村草案一	・	・	・	四一一
図版三	中村草案二	・	・	・	四一七
図版四	中村草案三	・	・	・	四二二
図版五	中村草案四	・	・	・	四二七
図版六	中村草案五―一	・	・	・	四三四
図版七	中村草案五―二（一部）	・	・	・	四四一
図版八	中村草案六―一	・	・	・	四四二
図版九	中村草案七	・	・	・	四四八
図版一〇	元田草案一	・	・	・	四五四
図版一一	元田草案二	・	・	・	四六四
図版一二	元田草案四―一	・	・	・	四七五
図版一三	元田草案五―一	・	・	・	四七八
図版一四	元田草案六―一	・	・	・	四八〇
図版一五	井上毅「政府ノ政策ノ関スル意見書草稿」（一部）	・	・	・	四八三
図版一六	井上草案一	・	・	・	四八四

図版一七	井上草案二	・	四八七
図版一八	井上草案三一	・	四九〇
図版一九	井上草案三二	・	四九二
図版二〇	井上草案四一	・	四九五
図版二一	井上草案五一	・	四九七
図版二二	井上草案五二(一部)	・	五〇〇
図版二三	井上草案五三	・	五〇一
図版二四	井上草案六一	・	五〇三
図版二五	井上草案七一	・	五〇五
図版二六	井上草案八一	・	五〇八
図版二七	井上草案九一	・	五一一
図版二八	井上草案一〇一	・	五一五
図版二九	井上草案一一一	・	五一八
図版三〇	井上草案一二	・	五二一
図版三一	井上草案一三一	・	五二五
図版三二	井上草案一四	・	五三一
図版三三	推敲過程まとめ草案の下書き一	・	五三三
図版三四	推敲過程まとめ草案の下書き二	・	五三六
図版三五	推敲過程まとめ草案の浄書一	・	五四〇
図版三六	井上草案一五	・	五四六

図版三七	文部省参考草案の下書き	・	・	・	五四八
図版三八	文部省参考草案の浄書	・	・	・	五五〇
図版三九	島田参考草案―一	・	・	・	五五三
図版四〇	井上草案一六一―一	・	・	・	五五六
図版四一	井上草案一七	・	・	・	五五八
図版四二	井上草案一八	・	・	・	五六一
図版四三	井上草案一九―一	・	・	・	五六三
図版四四	井上草案二〇	・	・	・	五六五
図版四五	割注付き完成文書	・	・	・	五六七
図版四六	悖ラス出処文書	・	・	・	五七一

勅語衍義序

今上御極之二十三年十月召文部
大臣下此勅語頒布海内臣民恪
遵奉行謹案維新以來肅紀綱
革弊習取西法補我短雖民生之
智識日進而教道不明德義不講
以致風俗之日壞

今上軫念所以有此聖諭也蓋以邦
國之勢力存乎人民之德行而立憲
政體之邦為最然則守此聖諭
凜々弗違俾吾邦德威輝海外者
豈非臣民之分所當盡耶井上哲二
郎氏作之衍義適合余意喜而題

中村家字之書

勅語衍義	今上御極	大臣下此	遵奉行謹	革弊習取	智識日進	以致風俗
------	------	------	------	------	------	------

忠孝ハ人倫ノ大本ニシテ其原ハ天ニ出ラ△

忠孝ハ人倫ノ大本ニシテ其原ハ天ニ出ラ△

上ニ其原

△我國ニ生ル、者ハ皆是レ朕ガ臣子ナリ其君父夕
 ル萬世一系ノ帝室ニ對シテハ帝ニ忠孝ノ心ヲ存シ各々
 其盡スヘキ職分ヲ盡シ天意ニ叶フイヲ務ムヘキ
 父ハ子ノ天ナリ君ハ臣ノ天ナリ君ニ對シテ敬愛ノ誠ヲ致
 ス之ヲ忠ト云ヒ父ニ對シテ敬愛ノ誠ヲ致ス之ヲ孝ト云ヒ對
 スル所ニ別アル事ナシ故
 ニ君父ニ對シテ不忠不孝ナレバ罪ヲ大ニ得テ道ル可カラズ
 又忠孝ヲ盡ス時ハ自ラ天意ニ叶ヒ幸福ハ求メスシテ来ルモ
 ノゾ或ハ不運ニシテ忠孝ノ為ニ禍ヲ蒙ル事ナキニ非サレ
 凡其忠孝ノ美名ハ千載ノ後ニ傳ハリテ永ク朽ス後世子

△

孫必不其餘慶ヲ受クハ、是レ忠孝ノ天意ニ叶フカ
故ナリ

忠孝ノ心ハ天ヲ畏ル、ノ心ニ出テ天ヲ畏ル、ノ心ハ人ニ
固有ノ性ニ生スサレバ天ヲ畏ル、ノ心ハ即チ神ヲ敬フノ
心ニシテ譬ハ木石ニ理紋アル愈々削レハ愈々顯ハレ其
体ヲ消滅セザル限リハ之ヲ除キ去ルヲ能ハサルガ如ク●
人タル者ニ其生アラン限リハ●天敬神ノ心ハ消滅スベ
カラザル者ナリ此心ノ發動ハ君父ニ對シテ忠孝トナル其
忠孝ノ心ヲ擴メテ世間ニ向ヘハ仁愛トナリ信義トナリ
萬善ノ本源トナリ徳義ノ根元トナルモノゾ
深夜暗室ノ中ニ在テ發生スル所ノ一念ハ善ニモアレ
惡ニモアレ自己一人ノ外ハ誰アリテ是ヲ知ラスト思



へ氏天 [redacted] ノ昭 臨 スル所ナレバ自ラ青天白日公衆
 ノ面前ニ發覺シ掩へ氏掩ハレス隱セ氏隱カレズ其感
 應ノ捷ナルハ聲ノ響ニ應シ影ノ形ニ從フガ如シ天人
 一致内外洞澈顯微間ナシトハ即是ナリ之ヲ知ラバ人
 争デカ其獨ラ慎ミ天ヲ畏レ神ヲ敬ハテハアルベキ
 神君ノ心心 神ノ心 神ノ心 神ノ心 天ト通スル者ナリ天ヲ
 畏レ神ヲ敬フニハ先ツ我心ヲ清淨ニシテ誠實ナルヲ旨
 トセヨ我心清淨ナラス誠實ナラスレテハ何程ニ外面ヲ
 装フ氏天意ニハ叶フマシキソ天意ニ叶ハサル虚偽ノ行ヒ
 ハ居父ニ對シテ真ノ忠孝ニアラガレハ世間ニ向テモ亦
 真ノ仁愛トモナラス真ノ信義トモナラサルナリ
 我國 [redacted] 立憲政体ノ下ニ立ツ今日

ニ於テハ君父ニ忠孝ナルト共ニ愛國ノ義ヲ專ラニ心
掛ケヨ愛國ノ義ハ誠ヲ盡シテ天意ニ叶フニ在レバ常ニ
仁愛信義ノ道ニ背カズ智識ト徳義ト並ビ長シ品行完
全ナル國民トナリテ益々我國ノ品位ヲ進メ外人ヲシテ親
シ敬ハシムルヲ期スベシ

朕ニテ自治獨立ノ良民ナリ団体トナリテハ其郷土ノ繁
榮ヲ謀リ一身ニ於テハ其家族ノ幸福ヲ増シ積テ以テ我
國ノ富强ヲ望ムベシ此望ヲ達センニハ如何ナル艱難辛
苦ヲモ堪エ忍ビ心ヲ前途ノ大成ニ傾ケヨ決シテ他人ニ
依頼スルコト勿レ是レ良民タルモノ、任ナリト知レヨ

天道ハ善ニ福シ淫ニ禍スルヲ常トスルガ故ニ善ヲ好シ
惡ヲ憎ムハ人性ノ自然ニ出ヅ去レハ勸善懲

惡ノ教ヲ奉

シ身ノ為メ國ノ為メ禍ヲ避ケ福ヲ求ムルハ

人々忽ニス可カラザル務ナリ故其本スル所何●教タルヲ問ハス焉モ

帝國ヲ愛護シ帝室ニ忠義ヲ盡サント誓フ者ハ皆盡

ク善良ナル我國ノ臣民ナルゾ

國ノ強弱ハ國民ノ品行ニ係ルヲ以テ萬國對立ノ今日ニ

在テハ人々皆天ヲ畏レ神ヲ敬ヒ君父ニ對シテハ忠孝ノ

誠ヲ致シ世間ニ向テハ仁愛ヲ主トシ信義ヲ重シ一身

ニ於テハ勤儉ヲ務メ一家ニ於テハ和熟ヲ求メ常ニ剛勇

耐忍ノ氣象ヲ養ヒ品行ヲ進メテ尊フベキ人タラントテ

勉メ且是ゾ誠ニ立身+教國帝用ヲ愛護スル道ナルゾ之ニ及シテ遊

惰ニ流レ輕薄ニ隔リ驕ヲ好シ詐ヲ耻チザルノ萌モアラハ

其禍ハ忽ニ我國ヲ衰弱ナラシメ萬國ニ對立スルヲ能

ハカシ而已カハ自治獨立ノ良民トナルヲモ亦難カルベシ
朕ガ目子タラシモノハ深ク畏レ痛ク誠メ已テ修メテ以
テ天意ニ叶フヲ務メヨ

忠孝ノ道ハ人倫ノ大本ニメ其原實ニ天ニ出ヅ皇國ニ生ル、
者ハ皆是レ朕カ臣子ナレハ萬世一系、
帝室ニ對シテハ常ニ忠孝ノ心ヲ存シ各々其盡スヘキ職分
ヲ盡シ自己ノ良心ニ愧ズ天意ニ合フヲ務ムベシ
父ハ子ノ天ナリ君ハ臣ノ天ナリ君ニ對シ敬愛ノ誠ヲ致ス
之ヲ忠ト云イ父ニ對シ敬愛ノ誠ヲ致ス之ヲ孝ト云フ對
スル所ニ別アレト誠ヲ致スノ心ニ別アルヲナシ故ニ君
父ニ對シテ不忠不孝ナレバ罪ヲ天ニ獲テ逭ル可ラズ又
忠孝ヲ盡ス時ハ自ラ天意ニ合イ福祉ハ求メズシテ來ル
モノゾ或ハ不運ニメ忠孝ノ為ニ禍害ヲ蒙ル事ナキニ非
サレト其美名ハ萬世ノ後マデモ傳ハリ永ク朽ズ後世子
孫必ズ其餘慶ヲ受ク是レ忠孝ノ天意ニ合フガ故ナリ

天ヲ畏レ神ヲ敬ラノ心ハ人々固有ノ性ニ生ズ恰モ耳目ノ
官ニ視聽ノ性アルガ如シ又水理石紋ノ如ク愈々刮リ去
レバ愈々顯ハレ出ヅ人タル者其生アラシク限リハ其心消滅
スルナシ斯心君父ニ對シテ發スレバ忠孝トナリ他人ニ
對シテ發スレバ仁愛トナリ信義トナル即チ萬善ノ本源
ニシテ道義ノ根元ナリ

深夜暗室ノ中ニ在テ發生スル所ノ一念ハ善ニモアレ惡ニ
モアレ自己一人ノ外ハ誰アリテ是ヲ知ラスト思ヘ凡天神
ノ昭臨スル所ナレバ自ラ青天白日公衆ノ面前ニ發覺
シ掩ヘ凡掩ハレズ隱セ凡隱サレズ其感應ノ捷ナルハ
聲ノ響ニ應シ影ノ形ニ從フガ如ク天人一致内外洞徹顯
微間ナキナリハ即是ナリ之ヲ知ラバ人々爭デカ其獨ヲ慎ミ
天ヲ畏レ神ヲ敬ハデハアルベキ

吾心ハ神ノ舍スル所ニシテ天ト通スル者ナリ天ヲ畏レ神ヲ
敬フニハ先ヅ我心ヲ清淨ニシテ誠實ナルヲ旨トセヨ我心清
淨ナラズ誠實ナラズシテハ何程ニ外面ヲ装フモ天意ニハ
叶フマジキソ天意ニ叶ハサル虚偽ノ行ハ君父ニ對シテ真
ノ忠孝ニアラザレハ世間ニ向テモ亦真ノ仁愛トモナラズ真
ノ信義トモナラザルナリ他人

善ヲ好ミ惡ヲ惡ムハ人性ノ自然ニ出ツ而シテ善ニ福シ淫ニ
禍スルハ天道ノ常ナリサレバ勸善懲惡ノ教規ニ服シ身
ノ為メ國ノタメ禍ヲ避ケ福ヲ求ムルハ人々須臾モ怠ルべ
カラザル務ナリ故ニ何ノ教道ヲ奉ズルヲ問ハズ苟モ帝國ヲ
愛護シ帝室ニ忠順ヲ致サント誓フ者ハ皆皇國ノ善良ナル
臣民ナリ

自治獨立ノ良民トナリ團體トナリテハ其郷土ノ繁栄ヲ

謀リ一身ニ於テハ其家族ノ幸福ヲ増シ積テ以テ我國ノ富強ヲ望ムベシ此望ヲ達センニハ如何ナル艱難辛苦ヲモ堪エ忍ビ心ヲ前途ノ大成ニ傾ケヨ決シテ他人ニ依頼スル一勿レ是レ良民タルモノ、任ナリト知レヨ

立憲政体ノ下ニ立ツ今日皇國ノ臣民タルモノハ益々忠君愛國ノ義ヲ拳々服膺シ仁愛信義ノ道ヲ念ミ忘ルベカラズ智徳並ビ長ジ品行完全ナル人民トナリ國ノ品位ヲ上進セシメ外人ヲシテ親ミ敬ハシムルヲ期スベシ

國ノ強弱ハ國民ノ品行ニ係ルヲ以テ萬國對立ノ今日ニ在テハ人々皆天ヲ畏レ神ヲ敬ヒ君父ニ對シテハ忠孝ノ誠ヲ致シ世間ニ向テハ仁愛ヲ主トシ信義ヲ重シ一身ニ於テハ勤儉ヲ務メ一家ニ於テハ和熟ヲ求メ常ニ剛勇耐忍ノ氣ヲ養ヒ品行ヲ進メテ尊フベキ人タラシテ勉メヨ是ゾ誠ニ

修

立身報國ノ道ナルゾ之ニ反シテ遊惰ニ流レ輕薄ニ陥リ驕ヲ
好ミ詐ヲ耻チザルノ萌モアラバ其禍ハ忽ニ我國ヲ衰弱ナラ
シメ萬國ニ對立スルヲ能ハザル而已カハ自治獨立ノ良民
トナルヲモ亦難カルベシ朕ガ臣子タテシモノハ深ク畏レ
痛ク誠メ已ヲ修メテ以テ天意ニ叶フヲ務メヨ

忠孝ノ道ハ人倫ノ大本ニ其原竇ヲ夫ニ出ヅ皇國ニ	生ル者ハ皆是レ朕ガ臣子ナレバ萬世一系ノ	帝室ニ對シテハ常ニ忠孝ノ心ヲ存シ各々其盡スベキ	職分ヲ盡シ自己ノ良心ニ愧ズ夫意ニ合フテシ務ム	ベシ	父ハ子ノ天ナリ君ハ臣ノ天ナリ故ニ君父ニ對シテ不忠	不孝ナレバ罪ヲ天ニ獲テ遠ル可ラズ又忠孝ヲ盡ス時ハ	自ラ天意ニ合イ福祉ハ求メズシテ來ルモノゾ或ハ不運	ニメ忠孝ノ為ニ禍害ヲ蒙ル事ナキニ非ザレト其美名	ハ萬世ノ後マデモ傳ハリ永ク朽ズ後世子孫必ズ其	餘慶ヲ受ク是レ忠孝ノ天意ニ合フガ故ナリ	天ヲ畏レ神ヲ敬ク心ハ人々固有ノ性ニ生ズ恰モ耳目ノ
------------------------	---------------------	-------------------------	------------------------	----	--------------------------	--------------------------	--------------------------	-------------------------	------------------------	---------------------	--------------------------

ナリ

ホルコト 臣子ニシテ

省

官ニ視聽ノ性アルが如シ又木理石紋ノ如ク愈々刮リ去
 レバ愈々顯ハレ出ヅ斯心君父ニ對シテ發スレバ忠孝ト
 ナリ他人ニ對シテ發スレバ仁愛トナリ信義トナル即チ萬
 善ノ本ニメ道義ノ根元ナリ
 深夜暗室ノ中ニ在テ發生スル所ノ一念ハ善モ惡
 キモアレ自己一人ノ外ハ誰アリテ是ヲ知ルモ思ハレ
 天神明昭臨スル所ニシテ自ラ青天白日公衆ノ面前ニ
 發覺シ掩ヘレ掩ハレズ隱セレ隱サレズ其感應ノ捷ナ
 ルハ聲ノ響ニ應シ影ノ形ニ從フが如ク天人一致内外
 洞徹顯微間ナキナリ之ヲ知テバ人々爭テカ其獨ヲ慎
 マデハアルベキ
 吾心ハ神ノ含スル所ニシテ天ト通スル者ナリ天ヲ畏レ
 神ヲ敬ルニハ先ヅ我心ヲ清淨ニシテ誠實ナルヲ旨トセヨ

我心清淨ナラズ誠實ナラズシテハ何程ニ外面ヲ装フモ天
意ニハ叶フマジキゾ天意ニ叶ハザル虚偽ノ行ヒハ君父ニ
對シテ真ノ忠孝ニアラザレバ世間ニ向テモ亦真ノ仁愛ト
モナラズ真ノ信義トモナラザルナリ

善ヲ好ミ惡ヲ惡ムハ人性ノ自然ニ出ヅ而シテ善ニ福シ
淫ニ禍スルハ天道ノ常ナリサレバ勸善懲惡ノ教規ニ服シ
身ノ為メ國ノタメ禍ヲ避ケ福ヲ求ムルハ人々須臾モ怠
ルベカラザル務ナリ故ニ何ノ教道ヲ奉ズルヲ問ハズ苟モ
帝國ヲ愛護シ帝室ニ忠順ヲ致サント誓フ者ハ皆皇國ノ
善良ナル臣民ナリ

自若 獨立ノ良民トナリ團體トナリテハ其郷土ノ繁榮ヲ
謀リ一身ニ於テハ其家族ノ幸福ヲ増シ積テ以テ我國ノ
富強ヲ望ムベシ此望ヲ達センニハ如何ナル艱難辛苦ヲ

我國固有
尚書ノ書
ヲ修メ
マシ

モ堪へ忍ヒ心ヲ前途ノ大成ニ傾ケヨ決シテ他人ニ依頼ス
ル下勿レ是レ良民タルモノ、任ナリト知レ

立憲政体ノ下ニ幸ツ今日皇國ノ臣民タルモノハ益々忠君

愛國ノ義ヲ奉々服膺シ仁愛信義ノ道ヲ念々忘ルベカラ

ズ智徳並ビ長ジ品行完全ナル人民トナリ國ノ品位ヲ上

進セシメ外人ヲシテ親ミ敬ハシムルヲ期スベシ

國ハ強弱ハ國民ノ品行ニ係ルヲ以テ萬國對ニ今日ニ在

テハ↑↑↑天ヲ畏レ神ヲ敬ヒ君父ニ對シテハ忠孝ノ誠ヲ

致シ世間ニ向テハ仁愛ヲ主トシ信義ヲ重シ一身ニ於テハ勤

儉ヲ務メ一家ニ於テハ和熟ヲ求メ常ニ剛勇耐忍ノ氣象ヲ

養ヒ品行ヲ修メテ尊フベキ人タラントヲ勉メヨ是ゾ誠ニ立

身報國ノ道ナルゾ之ニ反シテ遊惰ニ流レ輕薄ニ陥リ驕

ヲ好ミ詐ヲ耻ヂザルノ萌モアラバ其禍ハ忽ニ我國ヲ衰弱

ナラシメ萬國ニ對立スルヲ能ハザル而已カハ自治獨立ノ良民
トナルヲモ亦難カルベシ朕カ臣子タランモノハ深ク畏レ痛
ク誠メ臣ヲ修メテ以テ天意ニ叶フヲ務メヨ